

浜松市畜産共進会出品奨励事業実施要領

第1 目的

家畜の改良増殖の推進及び飼養管理技術の向上に資し畜産振興を期すとともに、消費者への啓蒙を目的としている静岡県畜産共進会への出品を支援することを目的とする。

第2 事業の内容

市長は、静岡県畜産共進会の出品資格保有者で、浜松市内で畜産経営を営みかつ浜松市内に住所を有するものが共進会に出品する場合には、別表1に定める金額のとおり奨励金を交付する。なお、出品の確認は出品申込書の写し及び主催者が作成する出品目録をもって充てることとする。

第3 その他

この要領に定めるものの他、事業に必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成17年9月22日から、施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 編入前の浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の区域については、平成18年3月31日までの間は、この要領の規定は、適用しない。

別表 1

要 件	畜 種	奨励金額
静岡県畜産共進会の出品資格保有者で、浜松市内で畜産経営を営みかつ浜松市内に住所を有するものが共進会に出品する場合	肉牛及び乳牛	出品 1 頭につき 10,000 円以内
	種 豚	出品 1 頭につき 5,000 円以内